

総行住第 168 号
平成 30 年 10 月 2 日

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 御中

総務省自治行政局住民制度課

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載を申し出る手続き等
について（依頼）

住民基本台帳制度において、出生があった場合の住民票の記載に当たっては、戸籍法に基づく出生届が必要であることが原則ですが、同法に基づく出生届が行われなかったことなどにより、結果として、住民票が作成されない事例が生じており、住民サービスの円滑な提供の観点から、対応を行う必要があります。

この問題に対応するため、就籍の届出に至っていない者について、就籍許可等手続中であり、日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合には、市区町村長の判断により、職権で住民票の記載を行うことができる旨、別添通知により都道府県あてに周知いたしました。

この中では、市町村長が職権により住民票の記載を行う際、その申出書に添付する出生証明書に代わるものとして、学校教育法施行令第 1 条に基づき市町村の教育委員会が編製する学齢簿や、学校教育法施行規則第 24 条に基づき校長が作成する指導要録などを挙げております。

つきましては、貴課におかれましては、各教育委員会及び学校に対して、保護者等から申出があった際は適切に対応するよう周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

(連絡先)

総務省自治行政局住民制度課

担当：舘野係長、

小谷事務官

電話：03-5253-5517（直通）

F A X：03-5253-5592